

## ○ 脳卒中の回復期医療を担う医療機関

県が実施した調査において、次の項目を満たすと回答した医療機関を脳卒中の回復期医療を担う医療機関として位置付けた。

### <選定基準>

- (1) 有床の医療機関のうち以下の施設基準に相当する施設であって、医療機関が掲載を了解した場合
  - a 回復期リハビリテーション病棟
  - b 脳血管疾患等リハビリテーション料Ⅰ
  - c 脳血管疾患等リハビリテーション料Ⅱ
- (2) 常勤のリハビリテーション科専門医又はリハビリテーション医学会認定臨床医（いずれも（公社）日本リハビリテーション医学会認定）が在籍すること
- (3) リハビリテーション専用病床を有すること
- (4) 再発予防のための管理、及び脳卒中発症後の様々な合併症への対応が可能であること
- (5) 誤嚥性肺炎等を予防するため口腔管理等を行う専門科との連携が行えること
- (6) 訪問リハビリテーションなどへの対応が可能なこと
- (7) 急性期の医療機関及び維持期の医療機関等と診療情報やリハビリテーションを含む治療計画を共有するなどして連携していること
- (8) 自施設以外の職員も参加できる研修会を開催できること